

【和解条項に示された環境対策について】

1－（１）５省庁会議に基づく取組

＜経緯＞

道路ネットワークの整備等による交通量の分散、円滑化を推進するため、淀川左岸線や、北神戸線の整備を行ってきており、北神戸線については、平成15年4月に有馬口～西宮山口JCTまで完成し、中国縦貫道と直結したところです。淀川左岸線についても、現在、約1.3kmが供用済みであり、残る約8.7kmについては鋭意事業を実施しています。

5号湾岸線の利便性向上

阪神高速5号湾岸線の利便性を向上させるため、平成13年11月からの環境ロードプライシングの試行とあわせて、京橋乗り継ぎルートの整備を完了しています。また、試行開始後においても、乗継券の出口発券から入口発券方式に変更し、利便性の向上を図っています。

神戸西地区幹線道路網検討委員会の設置

大阪湾岸道路西伸部については、平成12年3月29日に設置された「神戸西地区幹線道路網検討委員会」において、これまでに神戸西地区の道路網の課題を関係機関と調整し、ルート、構造、事業費の縮減等について検討を行ってきました。

＜現状と今後の方針＞

検討委員会での検討の推進

事業実施に向けては9期区間の計画が定まっていないことから、出来るだけ早期に方向性を出したいと考えています。

1－（２）自動車排出ガスの低減のための環境庁の対策

環境省の所掌のため省略

1－（３）大型車の交通規制の可否の検討や交通の転換

① 環境ロードプライシングの試行的実施

＜経緯＞

環境ロードプライシングの試行の充実

阪神高速道路公団では、3号神戸線（交通量を抑制すべき路線）と5号湾岸線（交通量の転換を促進すべき路線）において料金格差を設けることにより、3号神戸線の大型車交通を5号湾岸線へ転換させ3号神戸線沿道の環境改善に資するため、平成13年11月1日より環境ロードプライシングを試行的に実施しています。

試行開始当初は、5号湾岸線南芦屋浜料金所を通行する西行のETC大型車及び阪神西線と阪神東線の湾岸線を連続して現金で利用する大型車を対象としていましたが、料金所でのETC機器の整備に合わせ平成14年7月19日より①対象を5号湾岸線（阪神西線普通区間）を利用する全てのETC大型車に拡大、②ETC前払割引との併用の導入、③ETC乗継（乗継券不要）の導入により試行内容の充実を図りました。

<現状と今後の方針>

環境ロードプライシングの試行実施状況

環境ロードプライシングの試行実績は、次のとおりです。

平成15年8月平日平均

- ・ 湾岸線2線通し通行券利用台数：171台/日
 - ・ ETC大型車利用台数：503台/日
- 合計674台/日

平成15年度も、引き続き試行を継続しています。また、試行に併せて必要な調査を行い、交通量の変化及び環境改善効果の把握に努めます。

なお、あっせんに関する部分もあることから、詳細については【あっせん事項に関わる内容】に記載しています。

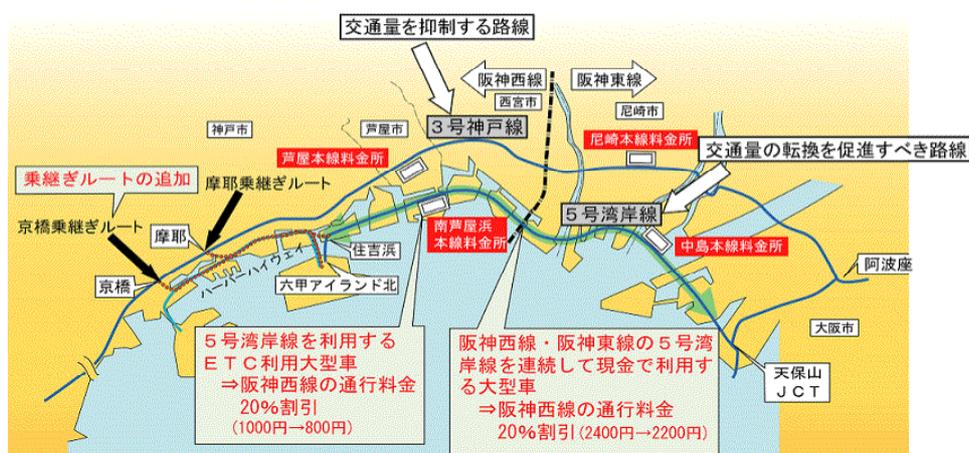


図1. 環境ロードプライシングの試行状況

② トラック事業者への迂回輸送の協力要請等

<現状と今後の方針>

公共事業受注者への協力要請

平成12年11月から兵庫国道事務所及び阪神高速道路公団が発注した工事の受注者に対し、国道2号、国道43号、阪神高速神戸線から阪神高速湾岸線への迂回について文書による協力要請を実施しています。

今後も継続して協力要請を実施します。

兵庫国道事務所	62件 (平成14年度)
阪神高速道路公団	445件 (")

交通需要軽減キャンペーンの実施

近畿地方整備局、阪神高速道路公団及び兵庫県警察本部は、既存の交通情報板や光ビーコン等の交通情報提供装置を用いるとともに、民間ミニ放送局の協力等を得て、国道43号及び阪神高速神戸線から、阪神高速湾岸線への迂回の協力を呼びかける「国道43号・阪神高速神戸線における大気環境改善に向けた交通需要軽減キャンペーン」(交通需要軽減キャンペーン)を平成13年より実施しています。

平成14年度は、近畿運輸局、大阪府警本部も参画して、4月22日から5月21日までと、2月17日から3月16日までのそれぞれ1箇月間のキャンペーンを実施しました。

<現状と今後の方針>

「交通需要軽減キャンペーン」については、継続的に実施することが効果的であることから、近畿地方整備局、近畿運輸局、阪神高速道路公団、兵庫県警察本部等の関係機関が連携し、今年度も継続して実施します。

③ 特殊車両通行許可違反に対する取締り

◆国道43号における特殊車両通行許可違反取締り基地の建設

<経緯>

大阪向き車線での取締りを強化するため、平成14年度は西宮市染殿町に特殊車両通行許可違反取締り基地（特車基地）を新設しました。

◆国道43号における特殊車両通行許可違反の取締り

<経緯>

平成14年度は、尼崎市西向島町特車基地において18回取締りを実施しました。（指導警告：52件）

また、近畿地方整備局、近畿運輸局、兵庫県警察本部では、平成12年5月から国道43号における大気汚染に係る環境改善を目的とする「尼崎地区ディーゼル車排ガスクリーンキャンペーン」によりディーゼル車を対象に、排気黒煙検査及び取締り、特殊車両通行許可違反の取締り、過積載違反の取締りを実施しており、平成14年度は10回実施しました。（指導警告：26件）

<現状と今後の方針>

平成15年度は、尼崎市西向島町の特車基地において、9月末までに10回の取締りを実施しており（指導警告：36件）、平成14年度と同程度の頻度で取締りを継続実施します。

また、他機関と連携した「尼崎地区ディーゼル車排ガスクリーンキャンペーン」をこれまでに7回実施しており（指導警告：23件）、今後も月1回程度の頻度で排ガスクリーンキャンペーンを実施します。

なお、夜間の取締りを試験的に実施することについて、関係機関で調整を進めています。

西宮市染殿町の特車基地においては、平成15年7月24日の初回の取締りを実施し、その後9月末までに2回の取締りを実施しており（指導警告：13件）、今後も月1回程度の頻度で取締りを実施します。

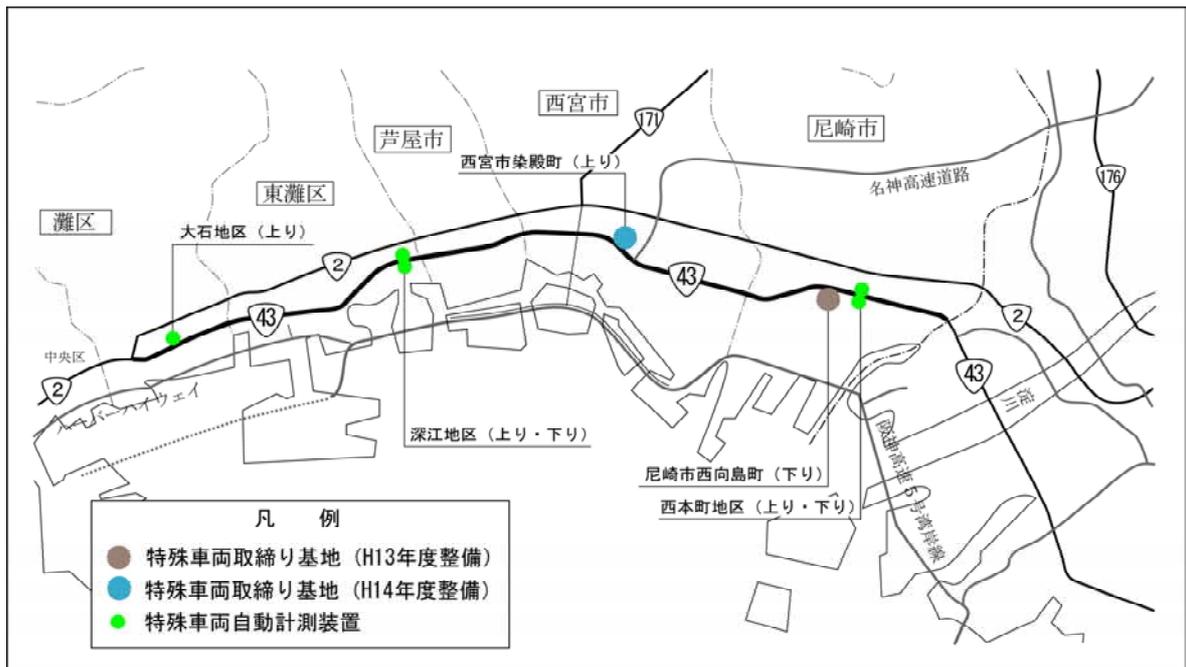


図 2. 特殊車両通行許可違反取締り基地の位置図

車両計測装置



写真 1. 特車取締り基地の建設
(西宮市染殿町：H14年度整備)

平成15年4月14日



写真2. 特車取締りの状況（尼崎市西向島町）

平成15年4月14日



写真3. ディーゼル車の排気黒煙検査の状況（尼崎市西向島町）

◆国道43号における自動取締り装置を利用した違反車両への指導警告

<経緯>

国道43号では、5箇所の特特殊車両自動取締り装置を設置しており、制限値（軸重）を越える車両に電光表示板による警告を行うとともに、3回／月以上違反している車両に対して、これまで指導警告文書を送付していましたが、平成15年1月分より、違反回数を2回／月以上に強化して、指導警告文書を送付しています。なお、平成14年度は、52件（4月～12月分23件、1月～3月分29件）の指導警告文書を送付しました。

<今後の方針>

平成15年度は、既に70件（4月～8月分）の指導警告文書を送付しています。今後も引き続き、これまでと同様に自動取締り装置を利用した指導警告を実施します。



写真4. 特殊車両自動取締り装置

◆3号神戸線における車両制限令違反車両指導取締り

<経緯>

平成14年度は、3号神戸線において、車両制限令違反車両指導取締りを、原則として平日午前午後各1回／日、夜間9回／月、早朝6回／月実施しました。

平成14年度実績 実施回数 724回（内、兵庫県警との合同取締 16回）
指導警告回数 434回

<今後の方針>

平成15年度は、4月～8月の間に指導取締りを278回（内、兵庫県警との合同取締3回）を実施し、153件の指導警告を行っています。今後も引き続き、前年度と同程度の頻度で実施します。

④ 交通規制の可否の検討に係る警察庁への要請

今回のあっせんにおいて、警察庁への追加的検討の要請がなされたことから、あっせんに関わる事項に記載しています。

1 - (4) 大気環境の調査

<経緯>

大気観測データの公表

国道43号では、尼崎市西本町（単路部）においては平成10年4月から、東本町（交差点部）及び五合橋（単路部）においては平成14年4月から大気状況を観測しており、平成14年度観測データについては、平成15年5月7日に調査結果を公表しました。

なお、大気常時観測局の観測データについては、平成14年4月30日より、近畿地方整備局のホームページにおいて公表しています。

大気常時観測局の完成

道路管理者による大気観測の充実を図るため、既存の国道43号の3局に加え、平成14年度は、国道2号において、新たに1箇所（尼崎市十間交差点）の大気常時観測局を設置しました。

<現状と今後の予定>

平成14年度に設置した十間交差点局については、平成15年4月より観測を開始しており、他の測定局と合わせ測定結果をホームページにて公表しています。今後も引き続き観測を行い沿道の環境状況の把握に努める予定です。

表-1 NO₂の測定結果

観測局		NO ₂ 日平均値の年間98%値 (ppm)				
		平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度
整備局	東本町交差点局	—	—	—	—	<u>0.072</u>
	五合橋局（単路部）	—	—	—	—	<u>0.070</u>
	西本町局（単路部）	<u>0.071</u>	<u>0.067</u>	<u>0.070</u>	<u>0.066</u>	<u>0.068</u>
公団	西本町	<u>0.069</u>	<u>0.061</u>	<u>0.063</u>	0.059	<u>0.065</u>
	元浜公園	<u>0.065</u>	<u>0.061</u>	<u>0.061</u>	0.059	<u>0.065</u>

※下線は、長期的評価による環境基準を非達成。

表-2 SPMの測定結果

観測局		SPM日平均値の2%除外値 (mg/m ³)				
		平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度
整備局	東本町交差点局	—	—	—	—	<u>0.105</u>
	五合橋局（単路部）	—	—	—	—	<u>0.094</u>
	西本町局（単路部）	0.076	0.078	0.080	0.076	<u>0.080</u>

※下線は、長期的評価による環境基準を非達成。



図 3. 大気常時観測局の設置



写真 5. 大気常時観測局の設置状況 (2号十間交差点局・平成14年度)

ホームページアドレス

http://road.kkr.mlit.go.jp/kankyo/

1 時間 値

表示項目

- 二酸化窒素(NO2) 日平均値
- 浮遊粒子状物質(SPM) 1時間値
- 浮遊粒子状物質(GPM) 日平均値
- 一酸化窒素(NO)
- 窒素酸化物 日平均値
- 風向(WD)・風速(WS) 1時間値

表示日時

更新

2003 年 9 月 18 日 12 時 (JST)

表示内容について

測定・表示項目一覧
測定濃度グラフ表示
関連資料
常態一覧表示
観測発表資料
利用マニュアル

表示地域指定

表示したい地域を選択してください。
えんどう(浴道)まめくん

観測局を選択

測定濃度グラフ(1時間値)

浮遊粒子状物質 (SPM) 単位 mg / m³

- 0.000~0.050
- 0.051~0.100
- 0.101~0.200
- 0.201~0.500
- 0.501~0.800
- 0.801mg/m³以上

●指定局の時系列表(1時間値)

観測地点: 尼崎市十間交差点局
測定対象路線: 一般国道2号

測定年月日	曜日	時刻	SPM 浮遊粒子状物質 mg/m ³	WD 風向 16方位	WS 風速 m/s	TE 温度 ℃	HU 湿度 %
2003年9月18日	月	24	0.046	NE	1.6	28.3	70
2003年9月18日	月	23	0.036	NE	1.8	29.2	68
2003年9月18日	月	22	0.062	NE	1.3	29.7	67
2003年9月18日	月	21	0.026	W	1.5	30.4	68
2003年9月18日	月	20	0.070	SSW	0.8	30.3	70
2003年9月18日	月	19	0.064	S	1.1	30.5	67
2003年9月18日	月	18	0.056	W	1.2	31.2	60
2003年9月18日	月	17	0.053	WSW	1.2	32.6	56
2003年9月18日	月	16	0.073	WSW	2.0	33.2	55
2003年9月18日	月	15	0.052	W	1.6	34.0	49
2003年9月18日	月	14	0.034	W	2.9	35.1	48
2003年9月18日	月	13	0.054	W	2.6	34.1	40
2003年9月18日	月	12	0.067	W	2.0	34.7	44
2003年9月18日	月	11	0.041	W	1.7	34.6	43
2003年9月18日	月	10	0.037	SSW	1.2	32.5	49

日 平 均 値

表示項目

- 二酸化窒素(NO2) 日平均値
- 浮遊粒子状物質(SPM) 1時間値
- 浮遊粒子状物質(GPM) 日平均値
- 一酸化窒素(NO)
- 窒素酸化物 日平均値
- 風向(WD)・風速(WS) 1時間値

表示日時

更新

2003 年 9 月 18 日 12 時 (JST)

表示内容について

測定・表示項目一覧
測定濃度グラフ表示
関連資料
常態一覧表示
観測発表資料
利用マニュアル

表示地域指定

表示したい地域を選択してください。
えんどう(浴道)まめくん

観測局を選択

測定濃度グラフ(日平均値)

二酸化窒素(NO2) 単位 ppm

- 0.000~0.020
- 0.021~0.040
- 0.041~0.060
- 0.061~0.100
- 0.101~0.200
- 0.201ppm以上

●全局の日平均値表

表示対象時期: 2003年9月8日

No	観測局名	測定対象路線	NO 一酸化窒素 ppm	NO2 二酸化窒素 ppm	NOx 窒素酸化物 ppm	SPM 浮遊粒子状物質 mg/m ³
S11	大阪市歌島橋交差点局	一般国道2号	0.034	0.023	0.057	0.068
S12	大阪市新堀公園前局	一般国道2号	0.022	0.024	0.046	0.037
S13	大阪市大和田西交差点局	一般国道43号	0.031	0.028	0.059	0.048
S14	大阪市出島局	一般国道43号	0.016	0.021	0.037	0.056
S15	尼崎市十間交差点局	一般国道2号	0.049	0.031	0.080	0.051
S16	西宮市礼場筋交差点局	一般国道2号	0.066	0.034	0.100	0.044
S17	神戸市新海局	一般国道2号	0.100	0.040	0.141	0.060
S18	尼崎市東本町交差点局	一般国道43号	0.103	0.032	0.135	0.059
S19	尼崎市五合橋局	一般国道43号	0.085	0.036	0.122	0.057
S110	尼崎市西本町局	一般国道43号	0.036	0.034	0.069	0.036
S111	西宮市西宮IC交差点局	一般国道43号	0.043	0.029	0.072	0.046
S112	西宮市西宮本町交差点局	一般国道43号	0.055	0.028	0.083	0.050
S113	芦屋市種道交差点局	一般国道43号	0.062	0.031	0.094	0.045
S114	神戸市東御影交差点局	一般国道43号	0.078	0.037	0.115	0.053
S115	神戸市東明交差点局	一般国道43号	0.059	0.034	0.093	0.048
S116	神戸市岩屋交差点局	一般国道43号	0.030	0.033	0.063	0.045

図 4. 『大気常時観測局測定データ』 ホームページ

1－（5）健康影響調査

環境省の所掌のため省略

2. 阪神高速3号神戸線の尼崎東入路整備

<経緯>

説明会の実施

尼崎東入路の整備は、平成11年5月に第1回説明会を行い、平成14年6月までに11回の説明会を実施しました。平成12年11月の第7回説明会においては、「尼崎東入路整備に伴う環境対策（案）」の文書配布を行い説明しました。

<現状及び今後の方針>

地元との合意形成

「尼崎東入路整備に伴う環境対策（案）」についての要望あるいは意見を伺うとともに、連絡会において意見交換を行いながら、整備についての地域の理解と協力が得られるよう誠意をもって話し合っています。

3. 国道43号のバリアフリー化の検討、道路緑化の推進

<経緯>

バリアフリー化の検討

これまでに、横断施設利用実態調査、国道43号横断アンケート調査及び調査結果の分析、エレベーターの設置等に関する全国の事例調査、国道43号周辺の重要施設（病院、公共施設等）の分布状況の調査等バリアフリー化の検討にあたって基礎資料となるべき調査や分析を実施しました。

また、バリアフリー化の検討にあたり、平成13年11月には、国、県、沿道4市の道路管理者からなる「一般国道43号横断施設検討会」（以下「検討会」という）を設立し、国道43号におけるエレベーターの設置等の必要性を検討するとともに、設置及び維持管理に伴う課題の抽出等を行いました。

街路樹の整備

沿道における緑量の増加を図るため、平成12年度から街路樹の高木間隔を狭める補植工事に着手しました。平成14年度は、尼崎市域において高木7本、3号神戸線ランプの高架下を中心に中低木及び地被植物の補植を行いました。

環境防災緑地の整備

防災機能の向上や沿道環境の改善を図るため、用地取得済み箇所環境防災緑地の整備を平成12年度より推進しています。

整備の進め方は、管理上の観点からフェンスを設置した整備を基本形としていますが、沿道自治体が環境防災緑地の地元利用について地元自治会等の意向を確認し、地元自治会等に環境防災緑地の利用の意志のある場合は、沿道自治体と道路管理者（兵庫国道事務所）で管理協定を締結し、沿道自治体が管理を行うことを前提にした整備を行うこととしています。

平成14年度は、道路管理者（兵庫国道事務所）が管理する箇所（基本形）として、尼崎市域で35箇所（約8,100㎡）の整備を行いました。

＜現状及び今後の方針＞

バリアフリー化の検討の推進

平成15年度においても引き続き検討会を開催し、全国の事例調査結果も踏まえ、エレベーターの設置条件を整理し、維持管理やまちづくりの観点から自治体の意向も把握する予定です。

なお、これらの検討を進めるにあたっては、地域住民の要望や地元自治体の意見も踏まえ、道路管理者として総合的に判断したうえで、できる限り早急にバリアフリー化の施策についてとりまとめたいと考えています。

街路樹の整備

今後は、地元要望等を踏まえ、維持管理上や防犯上等の問題のない箇所について補植等を行います。なお、補植及び植替えにあたっては、大気浄化能力の高い常緑樹を基本に、道路緑化を推進します。

環境防災緑地の整備

現在、4箇所（基本形、約1,200㎡）の整備工事を行っています。今年度については利用形1箇所（尼崎市元浜町1丁目）を含む6箇所（約1,500㎡）の整備工事を発注する予定をしており、現在契約の手続きを進めています。

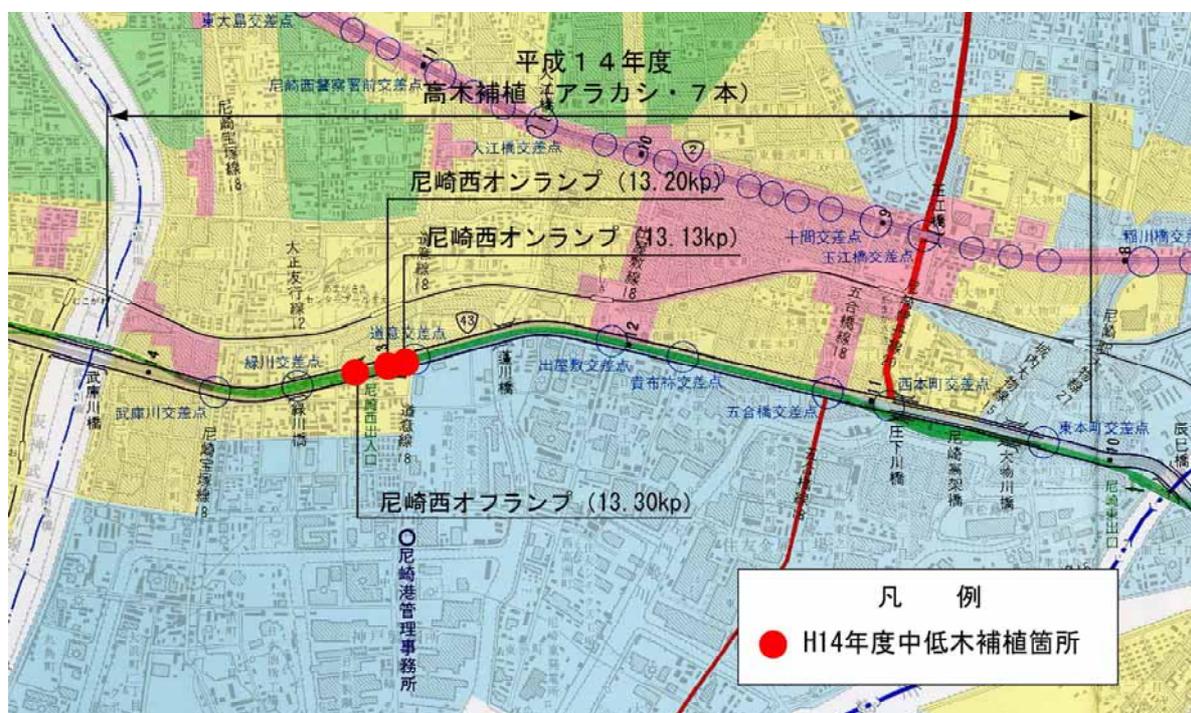


図5. 街路樹の整備

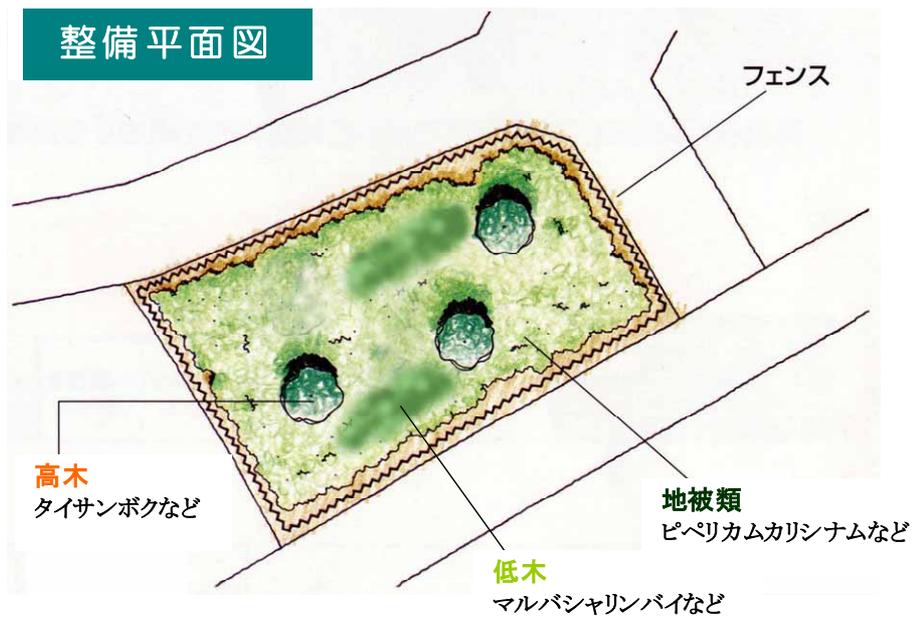
着手前



着手後



写真6. (H14年度補植箇所・尼崎西オンランプ)



	過年度 整備済箇所	H14年度 整備済箇所	H15年度 整備中箇所	残	合計
箇所数	5箇所	35箇所	4箇所	17箇所	61箇所
面積	約3,200㎡ (20%)	約8,100㎡ (51%)	約1,200㎡ (8%)	約3,400㎡ (21%)	約15,900㎡

図6. 環境防災緑地の整備箇所

整備イメージ



地被類

ペペリカムカリシナム



低木

マルバシャリンバイ



高木

タイサンボク



図7. 環境防災緑地の整備イメージ図（基本形）

尼崎市東本町4丁目



尼崎市東本町3丁目



写真7. 環境防災緑地の整備箇所の事例